

相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園指定管理者公募に係る質問に対する回答

No.	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答内容
1	募集要項	4	成果指標	指定管理者が変更になった場合、既存の登録者や団体はご紹介いただけますか？また、ボランティアの皆様との協議にて合意ができれば、引継ぎは可能でしょうか。	既存のボランティア（団体、個人）は公園の貴重な財産ですので、仮に指定管理者が変わった場合は、もちろんご紹介させていただき、引き続き活動をしていただける環境を整備させていただきたいと考えております。
2	募集要項	4	(1) 指定管理者の業務	指定管理者の業務に「管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの。」とありますが、想定しているものがあればご教示ください。	現時点で想定しているものではありませんが、本市の条例により記載している項目となりますので協力願います。
3	募集要項	12	7 申請団体による提案説明会の開催	提案説明会の一応募者あたりの配分時間、参加可能人数、使用機材はどのようになるのでしょうか。	詳細については、申請団体数が確定してから決定し、ご案内する予定となっております。参考としまして前回の公募の際には、準備・片づけを含めて、1団体30分で実施していただき、参加可能人数は3名で実施をさせていただいております。また、使用資機材につきましては、プロジェクター、スクリーンは、こちらでご用意をさせていただく予定です。その他PCにつきましては、使用団体でご用意ください。
4	募集要項	17	ウ「市民サービス水準の確保及び向上」	市民サービスの一つとして、参加料を徴するが利益を求めない事業を実施する場合には、ウ「市民サービスの確保及び向上」には参加料を徴さない事業を記載し、エ「オ団体独自の発送に基づく提案」には、参加料を徴する事業を記載となっているため、後者に記載をしようと考えている。しかし、事業収支がマイナスになるものは「指定管理料や利用料金等では相殺できない」となっていますが、この場合はどちらに記載したら良いでしょうか。または、このような事業は提案及び実施は認められないのでしょうか。	自主事業については、参加料を徴収するものは、「オ 団体独自の発想に基づく提案」、参加料を徴収しないものは、「エ 市民サービス水準の確保及び向上」として御記載ください。 自主事業は原則として指定管理者が自らの費用で実施する業務であることから、自主事業の赤字により施設運営に支障をきたすことの無いよう、自主事業以外の指定管理業務における収入を原資とする事業計画を認めない旨を記載しているものです。 決算において相殺を行った場合には、当該事業が指定管理者の本来業務の実施を妨げない範囲で行われているかなどについて、毎年度のモニタリングにおいて評価することとなります。 なお、個別事業が赤字となる場合についても、自主事業全体で黒字（又は収支が均衡）であれば、会計に収入・支出ともに計上していただいております。 自主事業については、民間事業者の皆さまのノウハウを活用することにより施設を活性化させる狙いを持って導入しておりますので、積極的な御提案をお願いいたします。
5	募集要項	17	ウ「市民サービス水準の確保及び向上」	売店で販売する品目について飲食物などで制限されるものはありますか。	特段禁止するものはございません。
6	募集要項	18	エ「団体独自の発想に基づく提案」	自主事業に係る支出が収入を上回る場合、指定管理料や利用料金等で相殺することはできないとありますが、マイナス分は他の自主事業の収入で補うことは、出来そうですか。	「指定管理料や利用料金で相殺できない」としているのは、自主事業による赤字が生じた際に、施設管理などの通常の経費を削減することや、利用料金を上げるなどの対応は認めない旨を記載しているもので、他の自主事業収入で補うことは可能です。
7	募集要項	18	指定管理料の上限額	修繕料の実績が、相模原市が指定した予算を超過した場合、その後の必要な修繕は相模原市で対応していただくことになるのでしょうか。また、該当する修繕の未実施に起因する障害等のリスクは原則どちらの負担となるのでしょうか。	修繕の実施については、別添資料「リスク分担表」において、「収支予算書を超える部分については、市と協議する。」こととしており、これに関連する事案のリスク分担についても、市と指定管理者の協議となります。
8	募集要項	21		今回の指定管理期間中に市で実施を予定している修繕や設備の更新など（規模を問わず）の計画があれば、予算編成に大きな影響を与えますので内容と時期をご教示ください。また、「ロスナイ」は故障をして使用していませんが、仕様に組み込まれています。設備更新等の時期をご教示ください。	現状において市が実施を予定している修繕や設備の更新については、未定です。
9	募集要項	21		「事業計画書」について5年間分を作成することとなっていますが、実施事業、維持管理業務など具体的に5年分記載する項目をご教示ください。	事業計画書については、各年度の提案内容が同じであっても、異なる内容であっても良いこととしております。実施事業や隔年で発生する点検業務など、必要に応じて年度ごとに記載してください。

相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園指定管理者公募に係る質問に対する回答

No.	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答内容
10	募集要項	30	12(3)労働報酬下限額	相模原市が施行する相模原市公契約条例に定められている労働報酬下限額の改定、及び契約の予定価格の改定について、指定管理者が平成35年度までの変動を見込むことは困難です。また、当施設を維持管理する上で不可欠な清掃、警備などの個々の具体的業務において与える影響が大きい関係法令の変更と異なり、このことによる費用負担を指定管理者が負うリスクは大きいものと考えます。 指定管理者が負うリスクであれば、影響の大きさを検討するために、労働報酬下限額の変動見込みをご教示ください。	労働報酬下限額につきましては、神奈川県最低賃金額その他の事情を勘案し、相模原市労働報酬等審議会の意見を聴いた上で定められており、平成31年4月以降の労働報酬下限額については現時点で決定していません。 なお、指定管理料上限額に含まれる人件費につきましては、近年の神奈川県最低賃金の上昇率と同程度の上昇率を見込んだ上で積算を行っており、指定管理者のリスクとなります。
11	募集要項	33	26 受動喫煙の防止	受動喫煙の防止について、条例の趣旨を勘案し、建物内においては、「館内全面禁煙」となっております。とありますが、建物は公園管理事務所のことを示しているのでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	資料1	1	3 年間事業計画の理念・内容	「年間事業計画の理念・内容」について「成果指標に対する各年度の目標値は明確かつ合理的なものとなっているか」との記載がありますが、募集要項にてボランティアの登録者数、環境や自然保護・緑化意識の啓発につながる取り組みの目標値は既に指定されており、応募者の裁量はないと思われませんが、どのように考えればよいでしょうか。	目標値につきましては、これまでの実績等を踏まえて設定させていただいた、達成していただきたい最低限の数値となっております。応募団体の自主事業等から、さらなる高い目標設定や達成が可能との判断であれば、指定以上の数値を設定していただくことは可能です。
13	資料1	2	団体独自の発想に基づく提案	「団体独自の発想に基づく提案」について「提案された事業の参加料の設定は募集要項の仕様に沿ったものになっているか」との記載がありますが、募集要項の参加料の仕様とはどちらに示されているのでしょうか。	正誤表のとおり修正します。
14	資料2	1	4 公園施設のうち供用期間等を設けるもの	道保川公園の供用時間について、9月の供用時間の指定がございませんでしたので、ご教示ください。	新旧対照表のとおり修正します。
15	資料5-2	4	(2)清掃・点検等施設の維持管理業務 コ 池・小川の管理	池及び小川の水については、井戸の汲み上げとお伺いしましたが、井戸の設置場所及び数量をご教示ください。また、点検等の実績があればご開示頂けますか。	双子沢に2基、せせらぎの沢・こもれびの沢・さえずりの沢、一の沢にそれぞれ1基あり計6基ございます。また、点検の実績につきましては市としては、承知をしておりません。詳細な場所につきましては、お知りになりたい場合は、事前にご連絡をいただいたうえで、公園課にて閲覧いただくことが可能です。
16	資料6-1	3	ア 樹木の管理	樹木の管理の剪定について、実施基準の概要の欄では「年度ごとに計画を策定」と記載がありますが、頻度の欄については「随時」となっているため、各施設の考え方についてご教示ください。	仕様書の記載のとおり、年度ごとに計画を策定していただき、その計画に基づいて随時で剪定等を行うようにしてください。
17	資料6-1	3	オ 園路・広場等園内の管理	指定管理者が行う業務及び管理の実施基準において、清掃・点検等施設の維持管理、オの園路・広場等園内の管理では、園内のゴミ拾いを行うこと。その際、落ち葉等も清掃すること。落ち葉等については、随時掃き集める（清掃を行う）こと。となっております。 現在の実施基準では、公園内で発生した落ち葉は市民等に配布せず、焼却処分もしくは園内処理をすることとなっております。実施基準の変更理由をご教示ください。	この項目におきましては、園路・広場の管理について示す項目であるため、その趣旨に則った仕様書の記載となっております。 また、落ち葉の処理につきましては、前回の募集時に比べ放射線量の数値の低下が見られているため、処分方法につきましては費用負担も含めて、ご提案をいただくようお願いいたします。
18	資料6-1	3	樹木等の育成管理	樹木等の育成管理においては、剪定や除草の方法や回数などは示されておりますが、落ち葉や枯枝、落ちた花や梅の実等の処分については記述がありません。処分についての考え方をご教示ください。例えば、市民への配布は、指定管理者の判断でよろしいでしょうか。基準をご教示ください。	花や実、落ち葉、剪定枝等の処分についても、有益な利用や廃棄物としての処理を含めて、法令等に基づいた、ご提案をいただくようお願いいたします。
19	資料6-2	4	ア ホタルの生息環境への配慮	指定管理者が行う業務及び管理の実施基準（道保川公園）において、その他、アのホタルの生息環境への配慮等の備考欄には「独自の工夫や地域団体等と連携を行うこと。」が示されております。 相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例第3条は、土地所有者等(管理するものをいう)の責務で市民等が取り組むホタル舞う水辺環境の保全等の取組に協力するよう努めるものとあります。指定管理者として、備考欄の独自の工夫と連携を行うことをどのように理解すればよいのかをご教示ください。	条例の趣旨に則って、市やホタルの育成に係る活動団体がいる場合には、協力をしていただくこととなります。現状では道保川公園ではそのような活動団体はおりませんので、指定管理者独自の取組みとして、地域の資源として道保川公園のホタルを考えていただき、積極的な保全や育成環境の向上へ向けた取組みを実施していただきたいと思いますと考えております。

相模原北公園、道保川公園、相模原麻溝公園及び相模大野中央公園指定管理者公募に係る質問に対する回答

No.	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答内容
20	資料6-2	4	11 その他市長が必要と認める書類	<p>指定管理者が行う業務及び管理の実施基準において、樹木等の育成管理の樹木の管理では、高木・中木の剪定、伐採等について、年度計画を策定し計画的に実行することや、その計画を問わず、危険度合により速やかに対応することが示されております。</p> <p>そそで対応することの解釈について、道保川公園は豊かな自然環境の横山丘陵の地理的条件を活用した風致公園と承知しております。また、仮に当該公園が、首都圏近郊緑地特別保全地区等に該当している場合であっても、指定管理者の判断で伐採（対応）が可能かどうかご教示ください。</p>	<p>基本的に指定管理者の判断で伐採を行っていただいても構いませんが、首都圏近郊緑地特別保全区域に該当している場合は、首都圏近郊緑地保全法第七条に基づき届出の必要が生じます。</p>
21	その他			<p>剪定委託料の削減及び収入の確保と利用者サービスへの還元を目的に、枯枝、倒木などを「まき」にして、市民の方に有料で販売することは可能でしょうか。</p>	<p>枯枝や倒木に際しての樹木の処分の方法についてご提案をいただくことは可能です。しかし、「まき」として有料で販売することの可否につきましては、この場での回答は控えさせていただきます。</p>
22	その他			<p>芝生広場等に犬の同伴での入場が禁止されていますが、公園の利用状況の変化及び利用者や地域との合意が得られた場合などに運用の変更は可能でしょうか。また、利用者の啓発活動のためのイベントの実施等で一時的に制限を解除することは可能でしょうか。</p>	<p>各公園でのルールの変更につきましては、市と協議のうえでであれば行うことは可能です。しかし、その変更に伴う対応（利用者への周知徹底）につきましては、指定管理者が担保することが前提となります。</p> <p>また、イベント時に一時的な解除につきましては、利用者の混乱を招き、トラブルのもとになりますので、ご遠慮ください。</p>